

魚津市告示第96号

魚津市農事組合法人における経営支援補助金交付要綱を次のように定める。
。

令和5年5月15日

魚津市長 村椿 晃

魚津市農事組合法人における経営支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、市内に事務所を有する農事組合法人が農業経営の安定化、効率化及び近代化等を推進するために取得した農業用機械等の償却資産の運用に対する経営支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農事組合法人 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人

(2) 農業用機械等 農業経営の安定化、効率化、近代化等を図るために取得した機械又は器具であって、償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。）として魚津市税条例（昭和37年魚津市条例第1号。以下「市税条例」という。）第3条第1項第2号に規定する固定資産税の課税対象となるもの

(補助金の交付)

第3条 市長は、農事組合法人が取得した農業用機械等に係る固定資産税額（地方税法第349条の3第4項の規定が適用される農業用機械等である場合は、適用後の固定資産税算定額とする。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た金額（その金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度として、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。
。

2 補助金の交付の期間は、当該固定資産税を最初に課税することとなる年度を含め3年を限度とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、規則附則第2項に規定する市税等を滞納している農事組合法人には補助金を交付しない。

(交付申請等)

第4条 農事組合法人は、前条に規定する補助金の交付を受けようとする場合は、魚津市農事組合法人における経営支援補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、及び補助金の交付の可否を決定し、魚津市農事組合法人における経営支援補助金交付決定通知書(様式第2号)又は魚津市農事組合法人における経営支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者へ通知するものとする。

(実績報告)

第5条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた農事組合法人は、交付決定のあった日の属する会計年度末までに、魚津市農事組合法人における経営支援補助金実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第6条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の額の確定をしたときは、魚津市農事組合法人における経営支援補助金額の確定通知書(様式第5号)により、補助金の交付の決定を受けた農事組合法人へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた農事組合法人が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の全部又は一部を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 交付申請に虚偽、不正等があったとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告

示の失効前に第4条第2項の規定による交付決定を受けている者に係る第7条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

住 所

団 体 名

代表者氏名

魚津市農事組合法人における経営支援補助金交付申請書

魚津市農事組合法人における経営支援補助金 円を交付されるよう魚津市農事組合法人における経営支援補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、交付決定の審査に当たっては、市税条例に基づく地方税の納税状況を閲覧することに同意します。

関係書類

- 1 固定資産税の課税対象となる農業用機械等の明細書
- 2 固定資産税の課税証明書
- 3 その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第4条関係）
魚津市指令 第 号

住 所
団 体 名
代表者氏名

魚津市農事組合法人における経営支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市農事組合法人における経営支援補助金について、下記のとおり交付決定をしたので魚津市農事組合法人における経営支援補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

魚津市長



記

交付決定額 金 円

様式第3号（第4条関係）
魚津市指令 第 号

住 所
団 体 名
代表者氏名

魚津市農事組合法人における経営支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市農事組合法人における経営支援補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので魚津市農事組合法人における経営支援補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

魚津市長



理由

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

住 所
団 体 名
代表者氏名

魚津市農事組合法人における経営支援補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定のあった魚津市農事組合法人における経営支援補助金について、魚津市農事組合法人における経営支援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて報告します。

交付決定補助金額 円

関係書類

- 1 市税条例に基づく地方税の納税証明書
- 2 その他市長が必要と認めるもの

様式第 5 号（第 6 条関係）
魚津市指令 第 号

住 所
団 体 名
代表者氏名

魚津市農事組合法人における経営支援補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定をした魚津市農事組合法人における経営支援補助金については、魚津市農事組合法人における経営支援補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長

